

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：株式会社加賀屋組（法人番号8410001000859）
業 者 の 住 所：秋田県秋田市川尻町字中島 2 1 2 番地 1 号
2. 指名停止措置期間：令和3年7月13日から令和3年8月23日まで（6週間）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：
（株）加賀屋組は、秋田県発注工事において、実際の下請負契約関係と異なる虚偽の施工体制台帳等を作成し、その写しを県に提出したことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年6月4日に建設業許可部局である秋田県知事から7日間の営業停止処分を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内